

I 成年後見制度の概要

1 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、判断能力が衰えた方々の日常生活を支援し、その権利を擁護するための仕組みです。

成年後見制度には、判断能力が衰えた後に家庭裁判所に支援者（成年後見人等）を選任してもらう法定後見制度と、判断能力が衰える前に本人が選んだ支援者（任意後見人）に将来を託す任意後見制度の2種類があります。

このうち、市町村長申立ては、法定後見制度を利用するために行うものです。

(2) 法定後見制度について

法定後見制度では、本人に残った判断能力の程度によって、成年後見、保佐、補助の3類型が用意されています。このうちで、判断能力が、最も衰えているのが成年後見、最も残っているのが補助、という段階分けになります。

法定後見制度では、本人の残存能力を活用するという考えから、本人を支援する成年後見人、保佐人、補助人の権限には程度の違いを設けています。法定後見制度を利用すると、例えば、本人の代わりに預貯金の管理をしたり（財産管理）、本人の代わりに介護サービス等の契約を結んだり（身上監護）（以上が代理権）、本人がそうとは気付かずに自分に不利な契約を結んだときに事後的に取り消すことができるようだったりします（取消権）が、この代理権と取消権の範囲が、3類型によって違うわけです。なお、日常生活に関する行為（→P.2）、例えば、食料品、医療費や日用品の購入などは、どの類型でも取り消せません（本人の自己決定を尊重するとともに、売主に安心して取引をしてもらうという側面も指摘できます。）。

成年後見人等は、親族、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職、市民後見人や法人後見を行っている社会福祉協議会等の中から、家庭裁判所がその責任において選任します。

成年後見人等には、本人の財産の中から、報酬を支払う必要があり、その金額は家庭裁判所が決めます。家庭裁判所が報酬の金額を決める際には、報酬の支払いによって本人の生活が成り立たなくならないように、十分配慮しています。

※成年後見制度の概要は、長崎県・長崎県社会福祉士会『福祉や医療の現場で使える成年後見相談対応マニュアル』（平成30年3月）をご参照ください。

《「日常生活に関する行為」の例》

- ・ 日常消費する食料品の購入
- ・ 通常の衣料品の購入
- ・ 通常の医療費、薬品代の支払い
- ・ 家庭雑貨の購入
- ・ 電車、バス、タクシー等の利用料の支払い
- ・ 若干の娯楽への支払い 等

2 制度利用のメリット・デメリット

成年後見制度の利用のメリットとして、次の報告があります（以下、日本成年後見法学会 身上監護研究会「平成19年度報告書」（平成20年3月）より抜粋。）。

【経済的、物理的、精神的な生活基盤の立て直しや不適切な対応の改善】

- ① 給付されるべき保険金、年金等、手続きのされていないものを申請し、あるいは等級を適切なものに変更することで、被後見人等の経済的な生活基盤が整えられた。
- ② 被後見人等の経済状況の整理（債務整理を含め）およびそのプロセスを通じて、本人自身の今後の生活立直しに向けた自覚や意識づけができた。
- ③ 疎遠だった家族・親族との関係の修復が進んだ。
- ④ 後見人等がついたことで、被後見人等の支援者の安心やモチベーション向上がみられ、被後見人等をめぐるチームとしての支援力が高まった。
- ⑤ 適切な介護サービスの導入により、安全や衛生・清潔が確保され、生きる意欲の高まりがみられるとともに、被後見人等本人の費用負担がより効果的なものとなった。
- ⑥ 後見人等がサービス履行確認を行ったことで、施設側の不適切な対応が改善された。

【在宅生活継続、地域生活移行など、本人意思の尊重による希望する生活への移行】

- ⑦ 後見人等がついたことで近隣住民の理解が進み、独居の認知症高齢者の在宅生活継続が可能となった。
- ⑧ 被後見人等の資産を活用し有料老人ホームへの入居が可能となった。
- ⑨ 病院での長期にわたる社会的入院から、在宅への復帰が可能となった。
- ⑩ 在宅から病院・施設への入院入所などの生活の変化の場面で、本人納得

のうえで新たな生活を開始することができた。

【虐待等さまざまな被害からの救済（予防）】

- ⑪ 介護人の介護放棄、親族からの経済的虐待からの保護・救済ができた。
- ⑫ 消費者被害等第三者からの経済的虐待からの保護、予防ができた。

【就学・就労・余暇活動の機会等】

- ⑬ 就労支援（就職、転職）が可能となった。
- ⑭ 特別支援学校、院内学級への入学手続支援が可能となった。
- ⑮ 施設や在宅での、趣味等の活動支援や外出機会の確保ができた。

他方、デメリットとしては、本人の財産の中から成年後見人等に報酬を支払うことになること、本人が思い通りに自分の財産を使えなくなることが指摘できます。

成年後見制度を利用すべきかどうかは、本人が安心・安全・安定した生活を取り戻す必要性と、上記のデメリットとを比較衡量して、判断することになります。

なお、かつては、成年被後見人等の選挙権制限や資格制限などがありましたが、会社法などの極一部の法律を除き（ただし、令和元年10月現在）、成年被後見人等であることを理由に一律に欠格とする仕組みは、撤廃されることになっています。

3 市町村長申立ての位置付け

本当は成年後見人等の支援が必要なのに（例えば、通帳の管理が上手にできない、虐待されている、生活環境が整えられない、等）、本人がその必要性を認識していない（できない）ときには、本人の権利擁護の観点からは、第三者が成年後見等申立てをする必要があります。その第三者のひとりとして、市町村長が挙げられています。

平成28年5月13日に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律は、地域社会で本人を支えるという考え方の下、必要な方がきちんと成年後見制度を利用できるよう、自治体に成年後見制度の利用促進に関する取組みを求めていますが、その一環として、市町村長申立てを推進することは、必須のことといえるでしょう。

4 成年後見制度利用支援事業について

各市町がそれぞれ実施している成年後見制度利用支援事業では、成年後見等申立ての手数料の補助や成年後見人等の報酬助成がなされていますが、地域社会で本人を支える社会を目指すという観点の下で、適切な制度設計と運用が求められています。